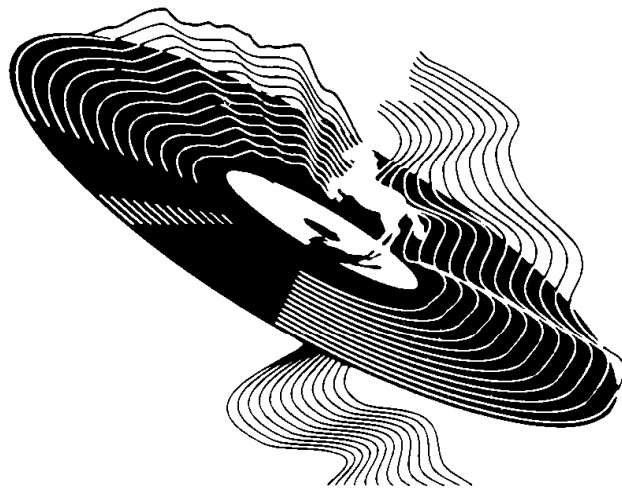


令和8年度 町政執行方針



新冠町長 山本 政嗣

■令和8年度 町政執行方針

1. はじめに
2. 町政運営に臨む基本姿勢について
3. 令和8年度の予算編成について
4. 主な施策の推進について
 - 1) 健康で安心して暮らせるまちづくり
 - 2) 潤いのある環境を創設するまちづくり
 - 3) 快適で暮らしやすいまちづくり
 - 4) 安全で安心して暮らせるまちづくり
 - 5) 力強く安定した産業づくり
 - 6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくり
 - 7) 自立したまちづくり
5. むすび

1. はじめに

令和8年第1回定例会の開会にあたり、令和8年度の町政執行に関する基本方針ならびに主要施策の概要について申し上げます。

私は、昨年4月に執行されました新冠町長選挙におきまして、町民の皆様からご信任を賜り、5月より町政の重責を担わせていただいております。

就任以来、町民の皆様、議員各位、関係機関のご理解とご協力のもと、山積する諸課題に対し、誠心誠意取り組んで参りました。ここに改めて、深甚なる謝意を表する次第であります。

さて、国政におきましては、先の衆議院議員総選挙を経て、新たな政治的枠組みのもとで政策運営が進められております。

今後、高市政権による「責任ある積極財政」の理念に基づき、経済対策や少子化対策、地方創生、防災・減災などの分野において、政策形成のスピードと実行力が高まるとともに、政策転換の動きも活発化していくものと期待するところであります。

一方で、これらの動きは地方自治体に新たな役割と責任をもたららし、事務負担の増大や財政需要の拡大を伴う可能性もあり、地方自治体には、より高度で持続可能な行財政運営が求められていくことも認識しなければなりません。

新冠町としては、国の施策動向を的確に見極めつつ、必要な施策を確実に取り込みながら、将来負担の抑制と財政規律の確保を基本に、町民生活の安定と地域社会の持続的発展を支える町政運営に努めてまいり所存であります。

2. 町政運営に臨む基本姿勢について

私は町長就任にあたり、「次世代（あした）につなごうふるさと（新冠）の未来」を町政運営の基本理念として掲げました。

先人が築き上げてこられた新冠町の歩みを確かなものとして次世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた責務であります。

しかしながら、当町を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、著しい物価高騰、社会保障関係経費の増嵩、公共施設の老朽化などの要因により、当町の財政状況は極めて厳しく、財政構造の硬直化が進行しております。

令和8年度は、私の任期における本格的な政策展開の年となりますが、徹底した行財政改革を町政運営の最重要課題に位置付け、事務事業の抜本的な見直しや、公共施設の再編・最適化、行政サービス水準の検証、組織体制及び職員配置の再構築、安定的な財源確保策の強化などに、全庁を挙げて取り組んで参ります。

これらの取組みは、短期的には町民の皆様にご理解とご負担をお願いする局面を伴う場面も生じることと思いますが、将来世代に責任ある町政を引き継ぐためには、避けて通ることのできない課題であると認識しております。

なお、各分野の具体的な施策については「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。

3. 令和8年度の予算編成について

令和8年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政制約のもとではありますが、町民生活を支える基礎的行政サービスの安定的な提供を確保するとともに、行政関与の必要性、緊急性、費用対効果を総合的に勘案し、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本方針として編成を行いました。

令和8年度一般会計予算案の総額は、前年度当初予算比1.5%減の61億3,700万円となっております。

歳入予算案の概要であります。自主財源の柱となる町税にお

きましては、法人町民税、固定資産税をはじめ、全ての税目で増収を見込み、町税全体で、前年度当初予算対比1.8%、12,757千円の増収を見込んでおります。

また、歳入の中で最も大きな割合を占める地方交付税につきましては、国が示した令和8年度地方財政計画や近年の交付実績等を勘案し、前年度当初予算比5.3%増の1億5,000万円の増額を見込んでおります。

一方、歳出予算案につきましては、人件費や扶助費等の義務的経費が増額しているものの、投資的事業の抑制や事業完了に伴う減額、ならびに単独事業費の縮減に努め、歳出全体の適正化を図ったところであります。

なお、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は24億4,048万5千円となり、一般会計を含めた令和8年度当初予算案の総額は前年度比0.8%減の85億7,748万5千円でございます。

4. 主な施策の推進について

1) 健康で安心して暮らせるまちづくりについて

はじめに、地域福祉の充実についてです。

地域における高齢者、障がい者、児童、その他福祉の各分野の共通的な事項を盛り込み、各種福祉計画の上位計画と位置付けております「新冠町地域福祉計画」においては、「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷ」を基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度によるサービスだけではなく、地域に住む各々が支え手であり、受け手であり、地域住民全体が支え合って共に生きる地域共生社会を構築していくことを目指しております。

このため、保健・福祉・介護・医療等さまざまな分野や社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民同士が互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。

急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。

当町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いて頂く結婚記念品贈呈事業は、人生の節目の思い出になると好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとして継続して参ります。

子どもを授かりたいという段階から妊娠・出産・子育て期にわたる支援におきましては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをより一層推進するため、妊産婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援の充実に努めるとともに、母子保健事業をはじめ、妊婦のための支援給付金の支給等の経済的支援についても継続して実施して参ります。また、不妊治療に対する助成事業の拡充や無痛分娩を望まれる方への助成制度の創設につきましても、それぞれの費用の実態や対応可能な医療機関の状況等を引き続き調査し、検討して参ります。

次に児童福祉におきましては、妊娠期から18歳になるまでの子育て期全体を通した、切れ目のない包括的な相談・支援体制の充実と児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、本年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携を図りながら子育て世帯を支援して参ります。

また、経済的負担の軽減や女性の社会進出を支援するため、本年度から就学前児童に係る教育・保育料の完全無償化を実施して

参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が生きがいを実感し、できる限り介護を必要とせず、自立した生活を送れるよう支援することが重要でありますことから、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施し、いわゆる「介護予備軍」を把握することで、適切な介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につなげる取り組みを継続して参ります。

また、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供や見守り体制の強化を図るとともに、高齢者に関わる地域の多職種が集まる地域ケア会議やケアマネージャーとの協議を通じて、地域課題のローリングを行い、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域ケア体制の充実に努めて参ります。

次に、障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づく、各種地域生活支援事業の適切な実施をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営する「相談室かける」との連携により、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができるよう環境づくりを進めて参ります。

また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等のある子どもの早期発見、把握に努め、その家族を支援する「子ども発達支援センターあおぞら」の職員の専門性向上を図りながら、対象となる子どもの健全な成長を助長するとともに、施設の適切な維持管理に努めて参ります。

次に、町民の皆さんの健康増進と食育推進についてです。

特定健診及び各種がん検診事業につきましては、自己負担の無料化や対象年齢を30歳に引き下げた「若年健診」を実施し、町民の健康管理や受診率向上に向けた事業の改善や充実に努めて参りました。

引き続き、町民の健康増進に向けて、受診しやすい環境を整えていくとともに、健診結果に基づく保健指導や生活習慣病予防講座・健康教育事業の充実に努めて参ります。

食育推進事業につきましては、町民一人ひとりが健康を意識し、健全な食生活を実践できるよう妊娠・授乳期から高齢期までのライフステージに応じた食育事業を取り進める必要があることから、認定こども園、小中学校、介護担当とも連携を図りながら、各種教室や事業での食育教室の実施や低栄養が心配される高齢者宅への訪問指導などを積極的に進めて参ります。

予防接種法に基づき、実施しております各種感染症に対する予防接種事業につきましては、新たに定期接種として位置づけられたワクチンの適切な実施に努めて参ります。

昨年度、定期接種に追加されました带状疱疹ワクチンにつきましては、国が定める対象年齢の65歳の方に限定することなく、当町独自の判断により65歳以上の希望される全ての方へと助成対象を拡大し、早期に接種機会を提供することといたしました。

今後におきましても、町民皆さまの健康を守ることを第一とし、国の動向を注視しながら、実情に応じた柔軟な制度運用を図って参ります。

子育て世帯に対する医療費の助成につきましては、これまで中学生までを対象範囲として実施して参りましたが、新年度からは高校卒業に相当する18歳までを対象とするよう制度を拡充するとともに、所得制限を撤廃することで一層の福祉の増進を図り、より子育てのしやすい環境を整備いたします。

次に、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っております国民健康保険につきましては、「令和12年度を目途とする統一保険料率」とする北海道が策定した運営方針に基づき、令和7年度から令和9年度までの3年間において段階的な税率

改正を進めております。

移行期間の2年目となる令和8年度におきましても、当初計画に沿った税率改正を進めさせていただきますが、子育て世代に対する軽減措置等、被保険者の負担軽減を講じながら、保険料率の統一に向け取り進めて参ります。

次に、医療の充実についてであります。

はじめに、日高德洲会病院の町内移転決定に伴い、これまで多くの町民の「かかりつけ医療機関」として運営して参りました国保診療所は、令和12年4月に予定される徳洲会病院の開院に合わせて閉所する方針を決定いたしました。閉所までの間は、町民への医療提供に支障が生じないように、引き続き、診療体制の維持に努めて参ります。

また、それと並行して、日高德洲会病院への円滑な移行と閉所に向けた準備も着実に進めて参ります。

一方、日高德洲会病院誘致につきましては、法人側と定期的な協議の場を設けておりますが、現在は、同一敷地内への移転を計画している恵寿荘の改築計画と併せ、建物や道路、駐車場などの配置計画を中心に検討を進めていると同時に、建設地近隣の町民の皆さまに対しては、周辺環境が少なからず変化することによる不安の軽減に向けた対話と適宜の情報提供をもって対応して行く所存でございます。

まちづくりを将来に引き継ぐ条件として、持続可能な医療の確保は重要であり、この度の日高德洲会病院の誘致は、医療福祉の継続に資するものであり、今後においても力強く推進してまいる考えです。

次に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。

当町が策定した新冠町アイヌ施策推進地域計画において、判官

館を「アイヌ文化共生空間」と位置づけしておりますが、本年度は、判官館を魅力ある文化共生空間とするための基本構想計画の策定に着手するとともに、引き続きアイヌ協会と連携した文化の保存・伝承に加え、生活や福祉の向上に努めて参ります。

2) 潤いある環境を創出するまちづくりについて

はじめに地球温暖化対策についての町としての取組みについてです。

二酸化炭素の排出を限りなくゼロに近づける取組みであるゼロカーボンの取組みは、再生可能エネルギーの利用を中心とする取組みであり、国においても地球温暖化抑制の立場から再生可能エネルギーの普及を推進しています。

しかしながら、近年ではメガソーラーの設置を巡って、自然環境や生活環境への影響、防災上の懸念などが指摘され、地域との摩擦が生じている事例が散見されます。

こうした状況から、今後は再生可能エネルギーの導入にあたり環境との調和を重視する姿勢がこれまで以上に求められ、町独自の条例整備等が必要と考え、現在条例の策定作業を進めているところです。

条例においては、自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用、その両立を趣旨とし、当町に適した条例とする考えであり、今後関係機関への意見聴取などを進め、議会協議に付して参りたいと考えております。

次に環境衛生の向上についてであります。

ごみ処理・リサイクルの推進については、引き続き町民との協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを推進し、ごみの減量化に努めて参りますとともに、日高中部衛生施設組合において環境センターの長寿命化工事を実施しており

ますので、引き続き新ひだか町とともに、令和9年度の完成に向け事業を着実に進めて参ります。

また、公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置については、環境衛生の向上と自然環境の保護を図るため、定住・移住促進制度の対象分も含めた助成を継続して参ります。

火葬場・墓地につきましては、祖先を敬い、生命の尊厳を守るための極めて重要な施設でありますので、引き続き、合葬墓の利用も含め、町民が将来にわたり安心できる環境整備に努めて参ります。

3) 快適で暮らしやすいまちづくりについて

はじめに、住環境の整備についてです。

本年度も国の交付金事業を活用した「東栄団地1号棟外部改修工事」及び「住宅リフォーム助成金交付事業」を継続し、町民の住環境の支援を行なって参ります。

次に、空家等対策につきましては、「第2次空家等対策推進計画」に基づき、本年度も危険空家の除却を推進するため、不良空家等除却補助事業を継続するとともに、所有者の把握及び適切な維持管理等の指導啓発に努めて参ります。

次に、水道事業につきましては、単独事業にて、太陽地区「水利施設等保全高度化事業」、また、道営事業にて、新明地区「営農飲雑用水施設整備事業」を新規着手するほか、下水道事業につきましては、交付金事業を活用し、マンホールポンプ所外電気設備改築更新事業を継続して参ります。

次に、河川事業につきましては、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、護岸等破損箇所の補修工事並びに排水路の整備工事を適宜行い、引き続き、河川施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、東泊

津・大富地区を対象に、改良舗装を目的とした「道営農村整備事業」が継続されることとなっておりますほか、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、排水施設の改修工事を適宜行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

また、橋梁の長寿命化工事につきましても、国庫補助事業を活用し、修繕や改修事業を継続して参ります。

次に地域公共交通の確保対策についてです。

令和3年3月31日をもって鉄路が廃止となって以降、日高の公共交通はバス交通が担うこととなり、コロナ禍を経た今、その運行体系は最適化を求められています。

当町においては、長く定時定路線をもって運行していた地域巡回バスは、利用者の有無に関わらず運行することから効率化の検討が急務な状況にあったため、改善策の協議検討を重ねた結果、予約運行方式であるデマンド運行が事業経費軽減と利用者の利便性向上につながると判断し、事業化への取組みを始めたところです。

現在は、デマンド運行が新冠町の交通環境に適応可能かどうかを判断する実証事業として運行していますが、令和8年度からは、本格運行として事業推進することとしています。

実証運行においては、利用予約をLINEアプリで行うことを可能とし、更には複数の予約の中にあっても、最適経路をAIに判断させるAIデマンド運行とするなど情報技術を取入れています。本格運行に移行後は、利用状況と経費負担を比較し、当町にとっての最適な交通体系を目指し、検討協議を継続することとします。

4) 安全で安心して暮らせるまちづくりについて

去年は、青森県東方沖を震源とする大規模地震など、日本各地で

地震が相次ぎ、当町においても沿岸地域に津波警報が発表されました。

その際の避難対応を通じて浮き彫りとなった避難所における暑熱対策や、高台避難時における車両混雑への対応など、現場の課題に即した防災体制の強化に努めて参ります。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による大津波の発生が切迫する中、ハード面の対策も着実に進めて参ります。

特に、津波避難対策が急務であった節婦町地区におきましては、令和6年度より着手いたしました「津波避難タワー」の建設工事が、本年度に完成を迎える予定であります。

完成後は速やかに供用を開始するとともに、地域住民の皆様と連携した実践的な避難訓練を実施し、施設を最大限に活用した「誰もが安全に避難できる」体制の構築に努めて参ります。

また、ソフト面におきましては、自主防災組織となる各自治会への活動支援を継続し、地域防災力の底上げを図ります。

あわせて、高齢者や障がいをお持ちの方など、避難に際して配慮を要する方々が取り残されることのないよう、避難支援体制のあり方について、検討を深めて参ります。

これらハード・ソフト両面からの対策を推し進め、災害に強く、誰もが安心して暮らせる強靱なまちづくりに、全力を挙げて取り組む所存であります。

次に交通安全についてです。

交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がありますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

今後も交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。

さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、防犯協会や関係機関と連携を図り住みよいまちづくりを目指して参ります。

5) 力強く安定した産業づくりについて

はじめに、農業の振興についてです。

令和8年度は、第7次農業振興計画の最終年度にあたりますが、基本方針に基づいた施策を推進することと併せて、次期農業振興計画の策定に関しましては、各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただき、策定事務を取り進めて参ります。

また、新規就農対策においては、独立就農した農業支援員に対するサポート体制を維持し、経営安定に向けた支援を図って参ります。

水稲・畑作部門におきましては、水田の畑地化が促進されておりますが、安定的な農産物の生産に向け、引き続き制度の周知と円滑な推進に努めて参ります。

また、施設園芸作物では高温化に対応するための自動換気設備等の設置を推進し、生産数量の確保に向けて取り組んで参ります。

軽種馬振興につきましては、生産馬販売対策への町独自支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げると共に、地方競馬の協賛レースの実施を通じ、馬産地新冠のPRに努めて参ります。

酪農振興につきましては、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めます。

肉用牛の振興につきましては、繁殖雌牛の導入支援及び町有牛を活用した受精卵の原価提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の

構築に努めて参ります。

町有牧野につきましては、開設から62年を経過し酪農・肉牛農家の産業構造の変化が顕著であること、及び牧野施設や作業機械の老朽化が進んでいることなど、将来を見据えた中で、見直す必要があると判断しております。

既に、関係団体や利用されている皆様へ説明をさせていただいております。さまざまなご意見・ご提言をいただいたところでもありますので、これらご意見等を踏まえながら、より良い畜産振興に向け、見直しの方針化を図って参ります。

次に、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣による農作物の被害につきましては、高止まり傾向にあります。

特にヒグマ生息域の拡大による市街地近郊での出没増加が懸念されておりますので、人の生活圏域への侵入を防止するゾーニング対策を推進するほか、警察や地元猟友会など関係機関との連携・協力により有害鳥獣全般の駆除対策に取り組んで参ります。

また、ガバメントハンターの導入に関しても関係機関と協議し前向きな検討を行います。

次に林業の振興についてです。

町有林におきましては、本年度も森林経営計画に基づき伐期を迎えた人工林の皆伐のほか、植林や下刈り、間伐など適切な森林整備に努めて参ります。

民有林振興につきましても、森林環境譲与税を活用し公共補助の対象とならない森林整備事業等に補助して参ります。

次に水産業の振興についてです。

水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。

北海道や関係団体等との連携により実施をしているタコ産卵

礁設置事業やホッキ最小成員の放流事業、マツカワの稚魚放流事業につきましても継続的に実施し、資源の育成・管理に努めて参ります。

また、造り育てる漁業・漁業の持続性への取組みでございますが、実現可能な養殖生産の可能性、漁業の担い手確保策の取組みなどについて漁協との協議を深めるとともに、関係機関と連携し、漁業に携わる人材の確保策を推進して参ります。

また、観光振興に目を向けますと、2月28日に開設した新冠インターチェンジは、道央圏を中心に各圏域とのアクセス時間を短縮するほか、当町の観光魅力を広くアピールする大きな推進力になるものと考えています。

その上で、当町への流入人口にどのような変化が生まれるのか、しっかりと見極め、将来を見据えた施策の樹立と事業の推進に努めることとします。

そのような中、潮風等の自然環境によって経年劣化が進んだ馬の大壁画を更新し、改めて当町の観光シンボルとしての発信力を高める考えです。

また、実施に当たっては、ガバメントクラウドファンディングでの資金支援を募ることで、関係人口の増加につなげ、観光の振興につなげて行くこととしております。

次に、商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業者の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。

そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。

このため、町は商工会が行う経営改善普及事業などを支援することで商工業振興を図って参ります。

また町内に新たな企業が立ち上がることは、町内経済の活性化に資すると考え、民間事業者による町内創業について支援して行くこととします。

この支援制度は、起業促進のみを目的とすることなく、併せて地場産品の開発についても支援するなど関係制度を充実させることで地域資源の活用促進をも図る考えです。

当町における起業環境が好転している現在、起業・商品開発を支援することで町の経済活性化を推進して行きます。

6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくりについて

教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である「新冠町教育大綱」に掲げる基本理念「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育環境の充実を図って参ります。

まず、これまで幼・小・中の連携した教育環境を充実させるために教育委員会が所管していた認定こども園ド・レ・ミにつきましては、利用者の約9割が保育的利用であり、児童福祉としての支援サービスであること、また、新年度から「こども家庭センター」を設置することに伴い、町部局へ移管することと致します。

運営の所管は変わりますが、幼・小・中の連携につきましては、これまで培ってきたノウハウを活かし、幼少期から義務教育課程終了まで切れ目のない教育環境を教育委員会と連携を図り提供します。

次に、小中学校においては、学習指導要領に応じた授業づくりやICT環境を活用した授業づくりを進めるために、引き続き施設環境整備を支援し、適切な教育環境の維持に努めます。

また、児童生徒数の減少が続いておりますが、これまで同様に各校学年毎に学習支援員を配置し、教育環境の充実を支援して参ります。

社会教育におきましては「新冠を愛し、新冠で学びあい持続可

「能なまちづくりを目指す社会教育の推進」を最重点目標として、新冠のあらゆる機会や場所で学習することができ、その成果を発揮するまちづくりを実現することを目指して、特徴ある事業を展開しながら、持続可能な社会を目指した質の高い教育を進めて参ります。

加えて、レ・コード館をはじめとした各種社会教育施設では、施設機能を十分に生かしながら生涯学習の場を提供するとともに、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めて参ります。

また、本年度から旧青年の家の運営会社となりました一般社団法人 ZERO NEXT ONE とは、合宿誘致、スポーツ関連事業を通して、当町に新たなスポーツ環境の提供を促す取組が進められることから、連携を図りながら社会教育の充実を図ります。

これまで町は、法政大学、東京大学などのフィールドワークに協力し、連携を深めて参りました。

その中で築いた人的関係は、まちづくりに関する提言に始まり、学生が当町に深い関心を抱くなど、関係人口の創出につながっています。

そのような中、東京大学学生の一人が同大学休学制度を利用し、1年間当町の地域おこし協力隊として勤務することとなりました。

都会に住む学生が新たな視点で当町のまちづくりに貢献しようという意気込みをもって休学して挑もうとする、その気持ちに感謝すると同時に大きな期待を寄せるところです。

現在は、軽種馬産業に関係する起業可能性を検討するほか、レ・コード館が収蔵するレコードデータ入力のスPEED化とネット公開による町のPRを試みたいとの申し出を受けており、いずれも当町にとって大きな貢献となる取り組みであり、町としても共に推進して行く考えであります。

7) 自立したまちづくりについて

まちづくりの推進において、町民の皆さんにまちづくりの現状

を説明し、そして意見をいただくことはより良い施策の実現につながり、また幅広い世代との対話、各種団体との懇話、更には女性の視点からの意見を聴き取ることは、まちづくりを活性化させる貴重な機会と考え、就任以来、できる限り多くの懇談機会を作ることに意を用いて来ましたが、より一層力を尽くして行きたいと考えています。

人口減少・少子高齢化の進行が今後も続く中、人口確保対策は全ての市町村が重視するまちづくりテーマの1つであろうかと考えます。

当町においても、これまで定住移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口確保につながる施策を推進してきました。今後は、北星町開発用地の一部を活用する宅地分譲計画を関係機関と調整・協議し、新たな財源確保の可能性を求め、早期の分譲に努めて行くこととします。

5. むすび

以上、令和8年度の町政執行にあたっての所信の一端と、主要施策の概要について申し上げます。

本方針で述べました各施策は、いずれも当町の将来を左右する重要な取り組みばかりであり、当町が直面する人口減少や少子高齢化の進行、激甚化・頻発化する自然災害への対応などの諸課題は、いずれも中長期的視点に立った的確な対応を要するものであります。

限られた財源と時間を最大限に活かし、一つひとつの課題に正面から向き合い、持続可能な町政運営を確立することこそが、現下における町政の最大の使命であると認識しております。

私は町政を担う責任者として、町民の皆様の負託に応えるべく、いかなる困難な状況にあっても、将来を見据えた決断と実行を重ね、新冠町の発展と町民福祉の向上に全力を尽くして参ります。

結びにあたりまして、議員各位をはじめ町民の皆さまにおかれ

ましては、町政運営に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。令和8年度の町政執行方針といたします。